

三重県特別支援教育推進基本計画の改定について

1 現行計画について

「三重県特別支援教育推進基本計画」は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を期間とし、小中学校や高等学校における特別支援教育の推進、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備等に取り組むことを目的として策定しました。

(1) 現行計画における取組内容

①インクルーシブ教育システムの推進

特別な支援を必要とする子どもたちが増加する中、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参画を見据え、最も適切な学びの場において教育を行うインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進してきました。

②特別支援学校における教育の推進

特別支援学校において、個々のニーズに応じた教育の充実を図りました。また、自立と社会参画に向けたキャリア教育プログラムの作成、卒業後の進路希望を実現するための職場実習の実施等、計画的・組織的なキャリア教育を推進しました。

③小中学校における特別支援教育の推進

小中学校において、通常の学級、通級における指導、特別支援学級といった多様な学びの場で、個別の指導計画等に基づく指導を進めるとともにパーソナルカルテの活用を進めました。

④高等学校における特別支援教育の推進

高等学校において、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを進めるとともに、特別な支援を必要とする生徒やその保護者への相談・支援等を実施しました。

⑤教員の専門性の向上

特別支援教育に係る教員の専門性の向上のため、小中学校および高等学校の教員を対象とした発達障がいに関する研修を行いました。

⑥特別支援学校の整備

特別支援学校で学ぶ子どもたちの増加に伴う施設の狭隘化等への対応として、特別支援学校の整備を進めました。

(2) 成果と課題

- 特別支援学校においては、計画的・組織的なキャリア教育を進めることによって、一般企業への就職を希望する生徒の就職率は 100%を維持しています。引き続き、進路希望の実現のため、職場開拓を進める必要があります。
- 市町教育委員会と連携し、パーソナルカルテの活用を進めた結果、特別支援学級での活用人数は増加しました。今後は、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもについての活用を一層促進する必要があります。
- 特別支援学級および通級指導教室においては、特別支援学校のセンター的機能による支援や、市町教育委員会から小中学校への働きかけ等によって、すべての子どもたちに対して個別の指導計画が作成され、計画に沿った指導・支援を実施しています。
- 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを県内共通の方法で進めてきたことによって、その有効性が浸透してきています。引き続き、研修等の機会を通じて好事例を伝えるなど、支援情報の引継ぎに係る取組を進める必要があります。
- 通級指導を担当する教員が子どもの特性や支援方法について理解を深めるため、発達障がい特化した研修を実施しました。効果的な研修を継続し、教員の専門性を高めることが必要です。
- 県立子ども心身発達医療センターの整備に伴い、発達障がい支援の充実をめざして、かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校、草の実校、あすなろ校）を平成 29 年 4 月に再編整備するとともに、東紀州くろしお学園の校舎を熊野市金山町に整備しました。また、平成 30 年 4 月に松阪あゆみ特別支援学校を新設しました。

2 次期計画について

(1) 改定の考え方

これまでの取組の課題に継続して対応していくとともに、障害者差別解消法の施行、学習指導要領の改訂、高校通級の制度化等、特別な支援を必要とする子どもを取りまく状況の変化による新たな課題に対応した計画に改定します。

下記の委員で構成する特別支援教育推進会議において、専門的な立場の方々からご意見をいただき、実効性のある計画となるよう検討し、県民の皆様の意見をいただいたうえで改定します。

※特別支援教育推進会議委員（案）

三重大学教育学部教授（特別支援教育）
三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター医師
三重県立子ども心身発達医療センター医師

企業・法人等（障がい者雇用・農福連携）
特別支援学校保護者（4名）
県子ども・福祉部障がい福祉課
県雇用経済部
特別支援学級設置学校長会
県立学校長会
県立特別支援学校長会
教職員代表

（２）注力する内容

- 特別支援学校においては、学習指導要領の改訂をふまえた授業改善を実施し、教育内容を充実させるとともに、生徒の進路希望実現のため、計画的・組織的なキャリア教育を引き続き推進します。また、農福連携等による職域のさらなる拡大を図ります。
- パーソナルカルテやＣＬＭ（Check List in Mie）等の活用を含めた支援情報の引継ぎを推進するなど、関係部局と連携した就学前から卒業後までの切れ目のない支援を推進するとともに、個別の指導計画に基づく、一人ひとりに必要な合理的配慮の提供を進めます。
- 高等学校における通級指導のあり方や、入院している高校生の学習保障について検討を進めます。
- すべての子どもたちにとって、わかりやすい授業を実施するための教員研修を継続します。

（３）改定に向けたスケジュール（予定）

- 令和元年 7月 教育改革推進会議（改定の基本的な考え方 等）
- 7月 第1回特別支援教育推進会議
（現行計画の振り返り、骨子案 等）
- 8月 第2回特別支援教育推進会議（中間案 等）
- 9月 教育改革推進会議（中間案）
- 10月～11月 パブリックコメント
- 12月 第3回特別支援教育推進会議（中間案（修正案））
- 令和2年 1月 教育改革推進会議（最終案）
- 2月 第4回特別支援教育推進会議（最終案（修正案））
- 3月 三重県特別支援教育推進基本計画改定

三重県特別支援教育推進基本計画 【概要版】

平成27年3月 三重県教育委員会

1 三重県特別支援教育推進基本計画の策定

計画策定の経緯

「三重県における特別支援教育の推進について」平成18年10月策定

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」平成23年度～26年度（25年改定）

計画に基づく
特別支援教育の推進

特別支援教育を取り巻く環境の変化

- 法令の改正等により、障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化しているため、インクルーシブ教育システムに基づく新たな計画の策定が必要
- ・「障害者基本法」の改正（平成23年8月）
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）
- ・「障害者の権利に関する条約」の批准（平成26年1月） 等

インクルーシブ教育システムの構築に向けての考え方

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては最も的確に応える学びの場において教育を実施
- 障がいのある子どもの教育は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場による指導・支援を推進
- 障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じ場でともに学ぶ場合には、最も本質的な視点として、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかを考慮

特別支援教育全般の現状と課題

- 支援の必要な幼児児童生徒数の増加や、障がいが多様化していること等により、指導・支援の充実が求められるため、教員の専門性の向上が必要
- 早期からの一貫した支援を行うため、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備が必要
- 通常の学級や高等学校における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用が必要
- 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に伴う、施設の狭隘化等が課題

「三重県特別支援教育推進基本計画」の策定

計画の期間：平成27年度～31年度

2 インクルーシブ教育システムの推進

(1) 早期からの一貫した支援の推進

(2) 就学前の取組

(3) 就学相談・就学先決定のあり方

(4) 連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮

(5) 発達障がい等のある児童生徒への対応

- パーソナルカルテ等を活用した情報の引き継ぎによる一貫した支援の推進
- まわりの保護者や地域の人たちに対する障がいや支援についての理解啓発の促進
- 子どもの年齢や能力、特性を踏まえた十分な教育が受けられる就学先の決定

三重県教育改革推進会議において審議（平成25年度～平成26年度）

3 特別支援学校における教育の推進

(1) 個々のニーズに応じた教育の充実

(2) キャリア教育の推進

(3) 今後のセンター的機能のあり方

(4) 交流および共同学習の充実

(5) 医療的ケアの取組

(6) 盲学校および聾学校のあり方

- 幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育の充実等の視点からの教育課程の見直し
- 進路希望の実現に向けた職業教育の充実（職業適性アセスメントの活用、提案型の職場開拓、早期からの職場実習の実施、業務内容等のニーズ把握や理解啓発）
- 小中学校、高等学校の教育力の向上を支援するセンター的機能の充実と「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」併設特別支援学校のセンター的機能の検討

4 小中学校における特別支援教育の推進

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進

(2) 通級による指導の充実

(3) 特別支援学級における教育の充実

- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用による引継ぎ体制の構築や授業の充実
- 連続性のある多様な学びの場のキーポイントとなる通級指導教室の充実
- 特別支援学校学習指導要領を参考とした教育課程の検討と指導・支援の充実

5 高等学校における特別支援教育の推進

(1) 発達障がい等のある生徒への対応

(2) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

(3) 教育課程と授業の充実

- 発達障がい等のある生徒の相談・支援にかかる体制づくりの推進
- 中学校からの個別の教育支援計画等の確実な支援情報の引継ぎの推進
- 生徒の実態に即した多様な教科・科目の選択等を可能にする教育課程の編成や評価方法等の検討

6 教員の専門性の向上

- 専門性が継承できるよう、教員の配置等の工夫による人材育成
- 特別支援学校のセンター的機能による専門性向上の支援
- 大学等と連携した認定講習による特別支援学校教諭免許状保有率の向上

7 特別支援学校の整備

(1) これまでの計画に示された整備について

- 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」併設特別支援学校の整備
- 寄宿舎の統合のあり方や組み合わせについての検討

(2) 今後の整備について

- 地域の状況を考慮した通学区域の検討
- 施設・設備等の教育環境の充実や老朽化施設の改修等の計画的な更新についての検討

特別支援教育に関する動向

平成18年 12月	○<u>国連総会において障害者権利条約を採択</u> ・障がい者の人権・基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 ・障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止 ・障がい者が社会に参加し、包容されることを促進など（教育分野） ・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供など
平成19年 4月	○<u>特別支援教育の本格的実施（平成18年3月学校教育法等改正）</u> ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能・小中学校等における特別支援教育など
平成19年 9月	○障害者権利条約署名
平成23年 8月	○改正障害者基本法施行（障害者権利条約対応）（教育分野） ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進など
平成24年 7月	○<u>『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』</u>（中央教育審議会初等中等教育分科会報告） ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進 ・教職員の専門性向上など
平成25年 9月	○<u>就学制度改正（平成25年8月学校教育法施行令改正）</u> ・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重） ・柔軟な転学など
平成26年 1月	○ <u>障害者権利条約批准</u>
平成28年 4月	○<u>障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）</u> ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務など
平成28年 6月	○改正児童福祉法施行（即日施行） ・児童福祉法第56条の6第2項を新設 ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進
平成28年 8月	○改正発達障害者支援法施行（平成28年6月公布） ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施 ・個別的教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進など
平成29年 3月	○<u>幼稚園教育要領、小学校、中学校学習指導要領公示</u> ・個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導内容の工夫を組織的かつ計画的に行う。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒については、個別の指導計画及び個別的教育支援計画を全員作成
平成29年 4月	○<u>新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領公示</u> ・障がいのある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視 ・障がいの重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実など ○通級による指導に係る教員定数の基礎定数化（平成29年3月義務標準法改正） ・平成29年度より10年かけて小・中学校の通級による指導に係る教員の加配定数分を基礎定数化
平成30年 2月	○「心のバリアフリー学習推進会議」提言取りまとめ ・学校における交流及び共同学習の推進方策 ・心のバリアフリーに関する事業の充実・全国への取組普及 ・教育委員会が中心となった、関係団体等と連携したネットワークの形成促進など
平成30年 3月	○<u>高等学校学習指導要領公示</u> ・個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導内容の工夫を組織的かつ計画的に行う。 ○第四次障害者基本計画閣議決定 ・障害者基本法に基づき策定される障害者施策の最も基本的な計画（平成30年度～34年度）（教育分野） ・誰もが可能な限りともに教育を受けられる仕組みの整備 ・障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
平成30年 4月	○ <u>高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月学校教育法施行規則等改正）</u>
平成30年 8月	○「個別的教育支援計画」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）
平成30年 9月	○小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育の取扱いについて（通知）
平成31年 1月	○文部科学省障害者活躍推進プラン ・発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～ 公表
平成31年 2月	○ <u>新特別支援学校高等部学習指導要領公示</u>
平成31年 3月	○学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「最終まとめ」